

水道事業の広域化に向けた 支援策等に係る検討の視点

令和7年10月

総務省自治財政局公営企業経営室

検討の視点①（広域化の検討促進）

（経営広域化の検討促進） ※ 第7回定時論点

- 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。
- 経営広域化を円滑に実施するためにどのような支援策が考えられるか。

○ R5年度までに全都道府県で「水道事業広域化推進プラン」を策定しているところだが、広域化が実現した団体は少数にとどまり、全国的に具体的な議論・検討が進んでいるとは言えない状況。

⇒ 広域化の検討開始から実現までは一定時間を要することから、検討の加速化が必要。

○ 広域化の検討が進まない理由として考えられる原因は、以下のとおり。

- ・ 水道事業は大規模装置産業であるにもかかわらず、プランの中に最適な施設配置が記載されていない団体がある。
- ・ 経営広域化については、施設の整備水準や料金水準、職員数等経営状況の異なる自治体間で丁寧に議論を積み重ねていく必要があるが、水道広域化推進プランは、基本的に都道府県主導で作成したもので、水道事業体との協議が十分でないところもある。
- ・ 都道府県、水道事業体（特に中核事業体）が参画し活発に議論が行われるような検討の場が、実質的に機能していないため、具体的に前に進まない。
- ・ 経営状態の悪い事業体を取り込むリスクがあり、中核事業体が、広域化に参画するメリットがない。

⇒ 水道事業体が参画する協議会等検討の場を設け、国も協力しながら、最適な施設配置を含めた経営広域化に関する具体的な検討を進めることが重要ではないか。検討にあたっては、ノウハウ等がないという意見が多いことから、国として議論の進め方について助言等を行う必要があるのではないか。

○ より広域的な視点を反映する観点や、市町村間の調整の観点から、広域自治体である都道府県が関与することが望ましいが、用水供給事業の実施の有無などにより、体制が脆弱な都道府県が存在することも考慮する必要がある。

⇒ そのような地域において、施設の最適配置等を検討する際には、中核となる大規模市町村の有する技術的知見等の協力を得て、議論を進める必要があるのではないか。その際、中核事業体が積極的に参画できるよう、財政的なインセンティブを検討できないか。

検討の視点②(小規模事業体への支援)

(小規模事業体への支援) ※ 第7回定時論点

- 小規模事業体を念頭に広域化等に取り残される懸念があることをどのように考えるか。
 - 経営状況等が異なる各自治体に対して、経営広域化を促していくためにどのような財政措置が考えられるか。
 - 水道は生活に不可欠なライフラインであり、各地域においては、小規模事業体も含めた広域化を検討してもらうのが基本。
 - 給水人口規模5,000人未満の事業体では、水道事業担当の平均職員数が1.6人しかいないなど、小規模事業体においては、通常の管理業務のみで手いっぱいとなり、各種経営に関する分析や、DX含め業務効率化に資する企画業務等に時間を割く余裕がない状況である。
 - そうした団体においては、他の団体と比較して施設管理や管路更新の遅れ等が生じており、広域化に関する協議を難航させる阻害要因となるおそれがあることから、小規模事業体に対する支援策を、広域化の検討促進策と併せて検討する必要があるのではないか。
 - ※ なお、施設の最適配置等を踏まえて広域化の検討を行った結果として、小規模事業体において、地理的要因等により広域化の枠組みに入らず、引き続き単独経営せざるを得なくなる場合もありうるが、当該支援策は、そうした事業体が持続的に経営していくための支援にもつながるのではないか。
- ⇒ 具体的には、広域化検討、経営改善の前提となる、経営状況の見える化（施設・管路の状態や将来の需要予測を踏まえた必要な投資費用の分析等を含む）を支援することが必要ではないか。また、その結果を踏まえたDXの推進をはじめとした経営改善の取組についての支援が考えられないか。
- ⇒ これら小規模事業体支援の取組について、前述の広域化を含めた最適な施設配置を検討する協議体で、都道府県や中核事業体を核とした技術者等の人的支援等について、検討を進めることができないか。また、当該人的支援の取組について、国からの財政支援が考えられないか。
- あわせて、中山間地等の小規模事業体における将来的な水道システムとして、分散型システムの導入について、検討を進める必要があるのではないか（現在国交省において分散型システムの推進方策を検討中）。

経営広域化に向けた検討の視点③(その他の財政支援)

(円滑な広域化推進のために必要な財政支援について)

- 経営状況等が異なる各自治体に対して、経営広域化を促していくためにどのような財政措置が考えられるか。
- 経営広域化を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。

- 総務省においては、多様な広域化を推進するため、広域化に係る国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される地方単独事業に対して、地方財政措置を講じている。
 - 既に広域化を実現した先進事例によると、現在対象となっている経費のほかに、広域化に際しては、施設の統合に伴う廃止施設の除却経費のほか、基本計画作成や認可申請書作成等に係る業務委託費等事業統合までの準備に係るソフト経費などが生じており、一時的に必要な経費も負担となっている。
- ⇒ 広域化の取組を加速化するため、現在、主に建設改良費が対象となっている広域化債の対象経費の見直し等について、検討する必要があるか。